



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

449 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課) 1

告 示

和歌山県告示第449号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和7年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

令和7年6月2日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,594.69
紀中地域水源涵養保安林	1,418.16
紀北地域水源涵養保安林	310.38
紀南地域土砂流出防備保安林	961.40
紀中地域土砂流出防備保安林	398.57
紀北地域土砂流出防備保安林	410.78
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.64
和歌山県全域保健保安林	152.37